

○特定医療法人の定款例（「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年医政発第 1009008 号）別添 3）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
特定医療法人の定款例	備 考	特定医療法人の定款例	備 考
<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u>）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p><u>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u></p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p>	<p>(略)</p> <p><u>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>

<p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) <u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u></p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）を經營するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の經營</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本社の資産は次のとおりとする。 (1) 本社の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本会社に寄附された財産 (3) 本社の事業に伴う収入 (4) その他の収入</p> <p><u>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</u></p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p>第12条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第13条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)</u></p> <p><u>・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所</u></p>	<p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を經營するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の經營</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本社の資産は次のとおりとする。 (1) 本社の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本会社に寄附された財産 (3) 本社の事業に伴う収入 (4) その他の収入</p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p>第12条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第13条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	--	---	----------------------------------

<p>第14条 (略)</p> <p>第4章 社員</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p><u>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</u></p> <p>第17条 (略)</p> <p>第18条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第5章 社員総会 (略)</p> <p>第6章 役員</p> <p>第29条 本会社に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 6名以上〇名以内 うち理事長 1名 常務理事 〇名</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>2 理事及び監事は、社員総会の決議によって本社の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。</p> <p><u>3 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</u></p> <p>第30条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。</p>	<p><u>在地の都道府県知事に届け出るものとする。</u></p> <p>・<u>退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第14条 (略)</p> <p>第4章 社員</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第18条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第5章 社員総会 (略)</p> <p>第6章 役員</p> <p>第29条 本会社に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 6名以上〇名以内 うち理事長 1名 常務理事 〇名</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>2 理事及び監事は、社員総会の決議によって本社の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。</p> <p>第30条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。</p>	<p>(略)</p>
--	--	---	------------

<p>2 本社の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第31条 1～4 （略）</p> <p>5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。</p> <p>第32条～第33条 （略）</p> <p>第34条 役員の報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。</p>	<p>・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならない。（法第46条の5第6項参照）</p> <p>（略）</p> <p>・役員の報酬は、3,600万円以下であること。 <u>・役員の報酬等について定款にその額を定めることも可能（詳細については、「医療法人の機関について」（平成28年医政発0325第3号）第1の5の(5)及び第1の7の(4)参照）であるが、実際に支給する役員報酬等の金額がその役員の職務の内容に照らし高額と認められる場合には特別の利益を与えていることになるので留意すること。</u></p>	<p>2 本社の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第31条 1～4 （略）</p> <p>5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。</p> <p>第32条～第33条 （略）</p> <p>第34条 役員の報酬等は、 <u>（例1）社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。</u> <u>（例2）理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。</u> <u>（例3）理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。</u></p>	<p>・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならないことができる。（法第46条の5第6項参照）</p> <p>（略）</p> <p>・役員の報酬は、3,600万円以下であること。</p> <p><u>・役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員</u></p>
--	---	---	--

<p>第 35 条～第 36 条 (略)</p> <p>第 7 章 理事会 第 37 条～第 38 条 (略)</p> <p>第 39 条 1～2 (略)</p> <p>3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第 40 条～第 43 条 (略)</p> <p>第 8 章 評議員 第 44 条 (略)</p> <p>第 45 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療</p>	<p>(略)</p> <p>・ 1 週間を下回る期間を定めることもできる。</p> <p>(略)</p>	<p>第 35 条～第 36 条 (略)</p> <p>第 7 章 理事会 第 37 条～第 38 条 (略)</p> <p>第 39 条 1～2 (略)</p> <p>3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第 40 条～第 43 条 (略)</p> <p>第 8 章 評議員 第 44 条 (略)</p> <p>第 45 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療</p>	<p><u>総会の決議によって定める必要がある。</u></p> <p><u>・ 定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が 2 人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。</u></p> <p>(略)</p> <p>・ 1 週間を下回る機関を定めることもできる。</p> <p>(略)</p>
--	--	--	---

<p>従事者 (2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本<u>社団</u>の評議員として特に必要と認められる者 2～3 (略)</p> <p>第46条～第47条 (略)</p> <p>第9章～第10章 (略)</p> <p>第11章 定款の変更 第58条 この定款は、第22条、第41条第2項及び第50条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第12章 解散及び合併 第59条 本社は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第41条第2項及び第50条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。</p> <p>第60条 本団が解散したときは、<u>合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き</u>、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。</p> <p><u>2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</u></p> <p><u>(1) 現務の結了</u> <u>(2) 債権の取立て及び債務の弁済</u> <u>(3) 残余財産の引渡し</u></p>	<p>(略)</p>	<p>従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本<u>財団</u>の評議員として特に必要と認められる者 2～3 (略)</p> <p>第46条～第47条 (略)</p> <p>第9章～第10章 (略)</p> <p>第11章 定款の変更 第58条 この定款は、第22条、第41条第3項及び第50条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第12章 解散及び合併 第59条 本社は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第41条第3項及び第50条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。</p> <p>第60条 本団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。</p>	<p>(略)</p>
--	------------	---	------------

<p>第 61 条 本団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。</p> <p>第 62 条 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 63 条 本団の公告は、 <u>(例 1) 官報に掲載する方法</u> <u>(例 2) ○○新聞に掲載する方法</u> <u>(例 3) 電子公告 (ホームページ)</u> によって行う。 <u>(例 3 の場合)</u> <u>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報 (又は○○新聞) に掲載する方法によって行う。</u></p> <p>第 64 条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。 <u>・「同種の医療法人」は財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第 61 条 本団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。</p> <p>第 62 条 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 63 条 本団の公告は、官報 (及び○○新聞) によって行う。</p> <p>第 64 条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。</p> <p>(略)</p>
--	---	---	--

○特定医療法人の寄附行為例（「特定医療法人制度の改正について」（平成15年医政発第1009008号）別添3）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
特定医療法人の寄附行為例	備 考	特定医療法人の寄附行為例	備 考
<p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び必要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p><u>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</u></p> <p>2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p>	<p>・ <u>事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</u></p> <p>・ 病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第<u>30</u>条において同じ。）</p>	<p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び必要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p>	<p>・ 病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第<u>29</u>条において同じ。）</p>

<p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村) <u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u></p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 本財団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本財団に寄附された財産 (3) 本財団の事業に伴う収入 (4) その他の収入</p> <p><u>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</u></p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>第10条 資産のうち現金は、<u>医業経営のため</u> 確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、<u>理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、</u> 配当してはならない。</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)</u></p>	<p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 本財団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本財団に寄附された財産 (3) 本財団の事業に伴う収入 (4) その他の収入</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、<u>配当してはならない。</u></p> <p>第15条 (略)</p>	<p>(略)</p>
--	---	---	------------

<p>第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>(2) 病院、診療所、介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u>の経営に関して識見を有する者</p> <p>(3) 医療を受ける者</p> <p>(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p><u>第 18 条 本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</u></p> <p><u>2 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>第 5 章 評議員会</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>第 6 章 役員</p>	<p><u>・本条を規定するか否かは任意。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>(2) 病院、診療所 <u>又は</u>介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者</p> <p>(3) 医療を受ける者</p> <p>(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>第 5 章 評議員会</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>第 6 章 役員</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
---	---	---	-----------------------

<p>第 29 条 本財団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 6 名以上〇名以内 うち理事長 1 名 常務理事 〇名</p> <p>(2) 監事 2 名</p> <p>2 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p><u>3 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。</u></p> <p>第 30 条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。</p> <p>2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第 31 条 1～3 （略）</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、評議員又は理事会に報告すること。</p> <p>(5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、<u>理事長に対して評議員会を招集を請求</u>すること。</p>	<p>・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の 5 第 6 項参照）</p> <p>（略）</p>	<p>第 28 条 本財団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 6 名以上〇名以内 うち理事長 1 名 常務理事 〇名</p> <p>(2) 監事 2 名</p> <p>2 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>第 29 条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。</p> <p>2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第 30 条 1～3 （略）</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、評議員又は理事会に報告すること。</p> <p>(5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、<u>評議員会を招集</u>すること。</p>	<p>・病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の 5 第 6 項参照）</p> <p>（略）</p>
--	--	--	--

<p>と。</p> <p>(6) (略)</p> <p>5 監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。</p> <p>第 32 条 1～2 (略)</p> <p>3 役員は、第 29 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>第 33 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。</p> <p><u>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</u></p> <p><u>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</u></p> <p>第 34 条 役員の報酬等は、評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。</p>	<p>・役員の報酬は、3,600万円以下であること。</p> <p>・<u>役員の報酬等について寄附行為にその額を定めることも可能（詳細については、「医療法人の機関について」（平成28年医政発0325第3号）第1の5の(5)及び第1の7の(4)参照）であるが、実際に支給する役員報酬等の金額がその役員の職務の内容に照らし高額と認められる場合には特別の利益を与えていることになるので留意すること。</u></p>	<p>(6) (略)</p> <p>5 監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。</p> <p>第 31 条 1～2 (略)</p> <p>3 役員は、第 28 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>第 32 条 役員は、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。</p> <p>第 33 条 役員の報酬等は</p> <p><u>(例1) 評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。</u></p> <p><u>(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。</u></p> <p><u>(例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。</u></p>	<p>・役員の報酬は、3,600万円以下であること。</p> <p>・<u>役員の報酬等について、寄附行為</u></p>
--	---	--	---

<p>第 35 条 (略) 第 36 条 (略)</p> <p>第 7 章 理事会</p> <p>第 37 条 (略) 第 38 条 (略) 第 39 条 1～2 (略)</p> <p>3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第 40 条 (略)</p> <p>第 41 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第 22 条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2</p>	<p>(略)</p> <p>・ 1 週間を下回る期間を定めることもできる。</p> <p>(略)</p>	<p>第 34 条 (略) 第 35 条 (略)</p> <p>第 7 章 理事会</p> <p>第 36 条 (略) 第 37 条 (略) 第 38 条 1～2 (略)</p> <p>3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第 39 条 (略)</p> <p>第 40 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第 21 条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2</p>	<p><u>にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。</u></p> <p>・ <u>寄附行為又は評議員会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が 2 人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、評議員会で決議することは必ずしも必要ではない。</u></p> <p>(略)</p>
--	--	--	--

<p>以上の同意を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>第8章 証明書等の提出</p> <p>第44条 (略)</p> <p>第9章 寄附行為の変更</p> <p>第45条 この寄附行為は、第22条及び第41条第2項の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第10章 解散及び合併</p> <p>第46条 本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第22条及び第41条第2項の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。</p> <p>第47条 本財団が解散したときは、<u>合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き</u>、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。</p> <p><u>2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</u></p> <p>(1) <u>現務の結了</u></p> <p>(2) <u>債権の取立て及び債務の弁済</u></p> <p>(3) <u>残余財産の引渡し</u></p> <p>第48条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・本条には、医療法第55条第3項第1号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第2号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。</p> <p>・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。</p> <p>・「同種の医療法人」は財団たる医療</p>	<p>以上の同意を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>第7章 証明書等の提出</p> <p>第43条 (略)</p> <p>第8章 寄附行為の変更</p> <p>第44条 この寄附行為は、第21条及び第40条第3項の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第9章 解散及び合併</p> <p>第45条 本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第21条及び第40条第3項の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。</p> <p>第46条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。</p> <p>第47条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・本条には、医療法第55条第1項第1号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第2号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。</p> <p>・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。</p>
---	--	---	---

<p>第49条 (略)</p> <p>第11章 雑則</p> <p>第50条 (略)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p><u>法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第48条 (略)</p> <p>第10章 雑則</p> <p>第49条 (略)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>(略)</p>
--	--	--	------------

○出資額限度法人の定款例（「いわゆる「出資額限度法人」について」（平成16年医政発第0831001号）別添2）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別添2		別添2	
出資額限度法人モデル定款	備考	出資額限度法人モデル定款	備考
<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務所 第1条～第2条 （略）</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を經營し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条、第28条第3項及び第29条第5項において同じ。） ・<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>のみを開設する医療法人については、 	<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務所 第1条～第2条 （略）</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を經營し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条、第28条第3項及び第29条第5項において同じ。） ・<u>介護老人保健施設のみ</u>を開設する医療法人については、「本社は、介

<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p><u>(4)○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u></p> <p>2 本社が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p><u>(4)○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u></p>	<p>「本社は、介護老人保健施設（<u>又は介護医療院</u>）を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第28条第3項及び第29条第5項において</p>	<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>2 本社が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p>	<p>「介護老人保健施設を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第28条第3項及び第29条第5項において同じ。）</p>
---	--	---	---

<p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を經營するほか、次の業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の經營</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条～第11条 （略）</p> <p>第12条 1～2 （略）</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 （略）</p> <p>第4章～第5章 （略）</p> <p>第6章 役員</p>	<p>同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u> <u>又は</u> <u>介護医療院</u>を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。 <p>（略）</p>	<p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を經營するほか、次の業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の經營</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条～第11条 （略）</p> <p>第12条 1～2 （略）</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 （略）</p> <p>第4章～第5章 （略）</p> <p>第6章 役員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所 <u>又は</u> <u>介護老人保健施設</u>を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。 <p>（略）</p>
---	---	--	--

<p>第 27 条 (略)</p> <p>第 28 条 1～2 (略)</p> <p>3 本団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第 29 条 1～4 (略)</p> <p>5 監事は、本団の理事又は職員(本団の開設する病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>(指定管理者として管理する病院等を含む。))の管理者そ</p>	<p>(略)</p> <p>・病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えなければならない。(法第46条の5第6項参照)</p> <p>(略)</p>	<p>第 27 条 (略)</p> <p>第 28 条 1～2 (略)</p> <p>3 本団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第 29 条 1～4 (略)</p> <p>5 監事は、本団の理事又は職員(本団の開設する病院、診療所、<u>又は介護老人保健施設</u>(指定管理者として管理する病院等を含む。))の管理者その他の職員を</p>	<p>(略)</p> <p>・病院、診療所、<u>又は介護老人保健施設</u>を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>又は介護老人保健施設</u>を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えなければならない。(法第46条の5第6項参照)</p> <p>(略)</p>
---	--	---	--

<p>他の職員を含む。)を兼ねてはならない。 第30条～第34条 (略)</p> <p>第7章～第8章 (略)</p> <p>第9章 解散、合併 第43条～第46条 (略)</p> <p>第10章 雑則 第47条 (略) 第48条 (略) 附則 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>含む。)を兼ねてはならない。 第30条～第34条 (略)</p> <p>第7章～第8章 (略)</p> <p>第9章 解散、合併<u>及び分割</u> 第43条～第46条 (略) <u>第47条 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇</u> <u>県知事の認可を得て、分割することができる。</u></p> <p>第10章 雑則 第48条 (略) 第49条 (略) 附則 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
---	---	--	---

○社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成 19 年医政発第 0330049 号）別添 1）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別添 1		別添 1	
社団医療法人の定款例	備 考	社団医療法人の定款例	備 考
医療法人〇〇会定款		医療法人〇〇会定款	
<p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を經營し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u> <u>又は介護医療院</u>のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 28 条第 3 項及び第 29 条第 5 項において同じ。） ・<u>介護老人保健施設</u> <u>又は介護医療院</u>のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設（<u>又は介護医療院</u>）を經營し、要介護者 	<p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を經營し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所 <u>又は</u>介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 27 条第 3 項及び第 28 条第 5 項において同じ。） ・<u>介護老人保健施設のみ</u>を開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を經營し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普

<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p><u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u></p> <p>2 本社が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p><u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u></p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営するほか、次の業務</p>	<p>に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第28条第3項及び第29条第5項において同じ。）</p> <p>・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下</p>	<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>2 本社が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p>	<p>及することを目的とする。」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第27条第3項及び第28条第5項において同じ。）</p> <p>・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下</p>
--	---	---	--

<p>を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>第12条 1～2 (略)</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p> <p>第6章 役員</p> <p>第26条 (略)</p> <p>第27条 1～2 (略)</p> <p>3 本会社が開設(指定管理者として管理する場合を含</p>	<p>「法」という。)第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>(略)</p> <p>・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>第12条 1～2 (略)</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p> <p>第6章 役員</p> <p>第26条 (略)</p> <p>第27条 1～2 (略)</p> <p>3 本会社が開設(指定管理者として管理する場合を含</p>	<p>「法」という。)第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>(略)</p> <p>・2以上の都道府県の区域において病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
---	---	---	---

<p>む。)する病院(診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第28条 1～4 (略)</p> <p>5 監事は、本社の理事又は職員(本社の開設する病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。</p> <p>第29条～第33条 (略)</p>	<p>・病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えなければならない。(法第46条の5第6項参照)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第28条 1～4 (略)</p> <p>5 監事は、本社の理事又は職員(本社の開設する病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。</p> <p>第29条～第33条 (略)</p>	<p>・病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えなければならない。(法第46条の5第6項参照)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
---	---	--	---

第7章～第10章 (略)	(略)	第7章～第10章 (略)	(略)
附 則 (略)	(略)	附 則 (略)	(略)

○財団医療法人の寄附行為例（「医療法人制度について」（平成 19 年医政発第 0330049 号）別添 2）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

別添 2		別添 2	
財団医療法人の寄附行為例	備 考	財団医療法人の寄附行為例	備 考
医療法人〇〇会寄附行為		医療法人〇〇会寄附行為	
<p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を經營し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u> <u>又は介護医療院</u>のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 <u>27</u> 条第 3 項及び第 <u>28</u> 条第 5 項において同じ。） ・<u>介護老人保健施設</u> <u>又は介護医療院</u>のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設（<u>又は介護医療院</u>）を經營し、要介護者に対する看護、医学的管 	<p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を經營し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所 <u>又は</u>介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 <u>26</u> 条第 3 項及び第 <u>27</u> 条第 5 項において同じ。） ・<u>介護老人保健施設のみを</u>開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を經營し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とす

<p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p><u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u></p> <p>2 本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p><u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u></p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営するほか、次の業務を行う。</p>	<p>理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第27条第3項及び第28条第5項において同じ。）</p> <p>・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条</p>	<p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>2 本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○〇看護師養成所の経営</p>	<p>る。」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第26条第3項及び第27条第5項において同じ。）</p> <p>・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条</p>
---	--	---	--

<p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>第12条 1～2 (略)</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第4章 評議員</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>(2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院</p>	<p>各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>第12条 1～2 (略)</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第4章 評議員</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関し</p>	<p>各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	---	---	---

<p>の経営に関して識見を有する者</p> <p>(3) 医療を受ける者</p> <p>(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p> <p>2 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。</p> <p><u>第 16 条 本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</u></p> <p><u>2 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 5 章 評議員会</p> <p>第 <u>17</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>18</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>19</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>20</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>21</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>22</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>23</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>24</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>25</u> 条 (略)</p>	<p>・本条を規定するか否かは任意。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>て識見を有する者</p> <p>(3) 医療を受ける者</p> <p>(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p> <p>2 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。</p> <p>第 5 章 評議員会</p> <p>第 <u>16</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>17</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>18</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>19</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>20</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>21</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>22</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>23</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>24</u> 条 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
---	--	---	-----------------------

<p>第6章 役員</p> <p>第26条 (略)</p> <p>第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>・病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならない。（法第46条の5第6項参照）</p> <p>(略)</p>	<p>第6章 役員</p> <p>第25条 (略)</p> <p>第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>・病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならない。（法第46条の5第6項参照）</p> <p>(略)</p>
---	--	--	--

<p>第 41 条 (略)</p> <p>第 9 章 解散、合併及び分割</p> <p>第 42 条 (略)</p> <p>第 43 条 (略)</p> <p>第 44 条 (略)</p> <p>第 45 条 (略)</p> <p>第 46 条 (略)</p> <p>第 10 章 雑則</p> <p>第 47 条 (略)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第 40 条 (略)</p> <p>第 9 章 解散、合併及び分割</p> <p>第 41 条 (略)</p> <p>第 42 条 (略)</p> <p>第 43 条 (略)</p> <p>第 44 条 (略)</p> <p>第 45 条 (略)</p> <p>第 10 章 雑則</p> <p>第 46 条 (略)</p> <p>第 47 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(略)</p>
--	------------	--	------------

○社会医療法人の定款例（「社会医療法人の認定について」（平成20年医政発第0331008号）別添3）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
社会医療法人の定款例	備 考	社会医療法人の定款例	備 考
<p>社会医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務所 第1条～第2条 (略)</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を営み、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） <u>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u></p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） <u>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・病院、診療所、介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u>のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第29条第4項において同じ。）</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第29条第4項及び第30条第5項において同じ。）</p> <p>(略)</p>	<p>社会医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務所 第1条～第2条 (略)</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営み、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・病院、診療所 <u>又は</u>介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第29条第4項において同じ。）</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第29条第4項及び第30条第5項において同じ。）</p> <p>(略)</p>

<p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p>	<p>(略)</p>	<p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p>	<p>(略)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第6条 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第3章 資産及び会計 第7条～第8条 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第3章 資産及び会計 第7条～第8条 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第9条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p> <p>(1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定）</p> <p>(2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定）</p> <p><u>(3) 介護老人保健施設の新規開設（平成〇〇年実施予定）</u></p> <p><u>(4) 介護医療院の新規開設（平成〇〇年実施予定）</u></p> <p><u>(5) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第9条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p> <p>(1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定）</p> <p>(2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定）</p> <p><u>(3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第10条～第12条 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第10条～第12条 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第13条1～2 (略)</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るも 	<p>第13条1～2 (略)</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

<p>第 14 条 (略)</p> <p>第 4 章～第 5 章 (略)</p> <p>第 6 章 役員</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>第 29 条 1～3 (略)</p> <p>4 本 社 団 が 開 設 (指 定 管 理 者 と し て 管 理 す る 場 合 を 含 む 。) す る 病 院 (診 療 所 、 介 護 老 人 保 健 施 設 、 <u>介 護 医 療 院</u>) の 管 理 者 は 、 必 ず 理 事 に 加 え な け れ ば な ら ない。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第 30 条 1～4 (略)</p> <p>5 監 事 は 、 本 社 団 の 理 事 又 は 職 員 (本 社 団 の 開 設 す る 病 院 、 診 療 所 、 介 護 老 人 保 健 施 設 <u>又 は 介 護 医 療 院</u> (指 定 管 理 者 と し て 管 理 す る 病 院 等 を 含 む 。) の 管 理 者 そ の 他 の 職 員 を 含 む 。) を 兼 ね て は な ら ない。</p> <p>第 31 条～第 36 条 (略)</p> <p>第 7 章～第 10 章 (略)</p>	<p>の と す る 。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・ 病 院 、 診 療 所 、 介 護 老 人 保 健 施 設 <u>又 は 介 護 医 療 院</u> を 2 以 上 開 設 す る 場 合 に お い て 、 都 道 府 県 知 事 (2 以 上 の 都 道 府 県 の 区 域 に お い て 病 院 、 診 療 所 、 介 護 老 人 保 健 施 設 <u>又 は 介 護 医 療 院</u> を 開 設 す る 医 療 法 人 に つ い て は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 の 都 道 府 県 知 事) の 認 可 を 受 け た 場 合 は 、 管 理 者 (指 定 管 理 者 と し て 管 理 す る 病 院 等 の 管 理 者 を 除 く 。) の 一 部 を 理 事 に 加 え ない こ と が で き る 。 (法 第 46 条 の 5 第 6 項 参 照)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>第 14 条 (略)</p> <p>第 4 章～第 5 章 (略)</p> <p>第 6 章 役員</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>第 29 条 1～3 (略)</p> <p>4 本 社 団 が 開 設 (指 定 管 理 者 と し て 管 理 す る 場 合 を 含 む 。) す る 病 院 (診 療 所 、 介 護 老 人 保 健 施 設) の 管 理 者 は 、 必 ず 理 事 に 加 え な け れ ば な ら ない。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第 30 条 1～4 (略)</p> <p>5 監 事 は 、 本 社 団 の 理 事 又 は 職 員 (本 社 団 の 開 設 す る 病 院 、 診 療 所 <u>又 は</u> 介 護 老 人 保 健 施 設 (指 定 管 理 者 と し て 管 理 す る 病 院 等 を 含 む 。) の 管 理 者 そ の 他 の 職 員 を 含 む 。) を 兼 ね て は な ら ない。</p> <p>第 31 条～第 36 条 (略)</p> <p>第 7 章～第 10 章 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・ 病 院 、 診 療 所 <u>又 は</u> 介 護 老 人 保 健 施 設 を 2 以 上 開 設 す る 場 合 に お い て 、 都 道 府 県 知 事 (2 以 上 の 都 道 府 県 の 区 域 に お い て 病 院 、 診 療 所 <u>又 は</u> 介 護 老 人 保 健 施 設 を 開 設 す る 医 療 法 人 に つ い て は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 の 都 道 府 県 知 事) の 認 可 を 受 け た 場 合 は 、 管 理 者 (指 定 管 理 者 と し て 管 理 す る 病 院 等 の 管 理 者 を 除 く 。) の 一 部 を 理 事 に 加 え ない こ と が で き る 。 (法 第 46 条 の 5 第 6 項 参 照)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	---	---	--

○社会医療法人の寄附行為例（「社会医療法人の認定について」（平成20年医政発第0331008号）別添4）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
社会医療法人の寄附行為例	備 考	社会医療法人の寄附行為例	備 考
<p>社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章 名称及び事務所 第1条～第2条 (略)</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を営み、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） <u>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u></p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） <u>(4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>・病院、診療所、介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u>のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第28条第4項において同じ。）</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第28条第4項及び第29条第5項において同じ。）</p> <p>(略)</p>	<p>社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章 名称及び事務所 第1条～第2条 (略)</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営み、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>・病院、診療所 <u>又は</u>介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第27条第4項において同じ。）</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第27条第4項及び第28条第5項において同じ。）</p> <p>(略)</p>

<p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p>	<p>(略)</p>	<p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p>	<p>(略)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第6条 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第3章 資産及び会計 第7条～第8条 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第3章 資産及び会計 第7条～第8条 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第9条 本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p> <p>(1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定）</p> <p>(2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定）</p> <p><u>(3) 介護老人保健施設の新規開設（平成〇〇年実施予定）</u></p> <p><u>(4) 介護医療院の新規開設（平成〇〇年実施予定）</u></p> <p><u>(5) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第9条 本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p> <p>(1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定）</p> <p>(2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定）</p> <p><u>(3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第10条～第12条 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第10条～第12条 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第13条1～2 (略)</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u> <u>又は介護医療院</u>を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るも 	<p>第13条1～2 (略)</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所 <u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

<p>第 14 条 (略)</p> <p>第 4 章 評議員</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>(2) 病院、診療所、介護老人保健施設 <u>又は介護医療院</u>の経営に関して識見を有する者</p> <p>(3) 医療を受ける者</p> <p>(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>第 17 条 本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</u></p> <p><u>2 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 5 章 評議員会</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>第 24 条 (略)</p>	<p>のとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>・本項を規定するか否かは任意。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第 14 条 (略)</p> <p>第 4 章 評議員</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>(2) 病院、診療所 <u>又は</u>介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者</p> <p>(3) 医療を受ける者</p> <p>(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 5 章 評議員会</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>第 23 条 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	---	--	----------------------------------

<p>第 25 条 (略) 第 26 条 (略)</p> <p>第 6 章 役員</p> <p>第 27 条 (略) 第 28 条 1～3 (略)</p> <p>4 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第 29 条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>2 理事長は、医療法人の業務を執行し、 (例 1) 3箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 (例 2) 毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。 (1)～(2) (略) (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に評議員会及び理事会に提出すること。 (4)～(6) (略)</p> <p>5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員(本財団</p>	<p>(略) (略)</p> <p>・病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を 2 以上開設する場合において、都道府県知事(2 以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えなければならないことができる。(法第 46 条の 5 第 6 項参照)</p> <p>(略)</p> <p>・<u>この報告は、現実開催された理事会において行わなければならない。報告を省略することはできない。</u></p>	<p>第 24 条 (略) 第 25 条 (略)</p> <p>第 6 章 役員</p> <p>第 26 条 (略) 第 27 条 1～3 (略)</p> <p>4 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第 28 条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>2 理事長は、医療法人の業務を執行し、 (例 1) 3箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 (例 2) 毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。 (1)～(2) (略) (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に評議員会及び理事会<u>理事</u>に提出すること。 (4)～(6) (略)</p> <p>5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員(本財団</p>	<p>(略) (略)</p> <p>・病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事(2 以上の都道府県の区域において病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えなければならないことことができる。(法第 46 条の 5 第 6 項参照)</p> <p>(略)</p>
--	---	--	---

第9章 解散及び合併

第45条 (略)

第46条 (略)

第47条 (略)

第48条 (略)

第10章 雑則

第49条 (略)

第50条 (略)

第9章 解散及び合併

第44条 (略)

第45条 (略)

第46条 (略)

第47条 (略)

第10章 雑則

第48条 (略)

第49条 (略)

○「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年健政発第410号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第一 医療法人制度に関する事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u> (以下「病院等」という。)の管理者の理事就任</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 医療法人の事務所への立入検査及び医療法人に対する改善命令</p> <p>(1) 法第 63 条又は法第 64 条に規定する「運営が著しく適正を欠く」場合とは、<u>附帯業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化する等法人の附帯業務の継続が法人本来の業務である病院等の経営に支障があると認められる場合</u>や法人の資金を役員個人又は関連企業に不当に流用し、<u>病院等</u>の経営の悪化を招いていると認められる場合等をいうものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) また、法第 64 条の規定に基づく「必要な措置」の例として、不動産の買占め、不動産賃貸業等附帯業務の範囲を超える事業を行っている場合のその事業の中止、附帯業務の継続が、法人本来の業務である<u>病院等</u>の運営に支障があると認められる場合のその附帯業務の中止、縮小等が考えられること。</p> <p>10 (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>別添 1～4 略</p>	<p>第一 医療法人制度に関する事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設 (以下「病院等」という。)の管理者の理事就任</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 医療法人の事務所への立入検査及び医療法人に対する改善命令</p> <p>(1) 法第 63 条又は法第 64 条に規定する「運営が著しく適正を欠く」場合とは、<u>附帯業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化する等法人の附帯業務の継続が法人本来の業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の</u>経営に支障があると認められる場合や法人の資金を役員個人又は関連企業に不当に流用し、<u>病院、診療所又は介護老人保健施設の</u>経営の悪化を招いていると認められる場合等をいうものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) また、法第 64 条の規定に基づく「必要な措置」の例として、不動産の買占め、不動産賃貸業等附帯業務の範囲を超える事業を行っている場合のその事業の中止、附帯業務の継続が、法人本来の業務である病院、<u>診療所又は介護老人保健施設</u>の運営に支障があると認められる場合のその附帯業務の中止、縮小等が考えられること。</p> <p>10 (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>別添 1～4 略</p>

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成 2 年健政発第 1 1 0 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>医療法人の運営管理の指導については、かねてから格段の御配意を煩わしているところであるが、医療法人制度の普及及び変遷とともに、その果たすべき役割も一層大きなものとなっている。</p> <p>いうまでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な医療事業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を構築することが要請される。このことは、何よりも自らの不断的努力によるべきものではあるが、同時に十分な指導監督も肝要である。</p> <p>今般、都道府県において医療法人の指導を行うに当たって支障を生じないようにするため、従来の医療法人に関する指導、通達等を編集、整理し、「医療法人運営管理指導要綱」を別添のとおり制定することとしたので、医療法人の指導監督に当たっては十分留意するとともに適正な法人運営の確保について特段の配意を願いたい。</p> <p>なお、この指導要綱は、病院、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>等を開設する医療法人について適用するものであり、いわゆる一人医師医療法人（医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団の医療法人）については、病院、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>等を開設する医療法人の運営とは異なることから、また、施行後まだ短時日でもあることから当該要綱は対象としないので留意されたい。</p>	<p>医療法人の運営管理の指導については、かねてから格段の御配意を煩わしているところであるが、医療法人制度の普及及び変遷とともに、その果たすべき役割も一層大きなものとなっている。</p> <p>いうまでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な医療事業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を構築することが要請される。このことは、何よりも自らの不断的努力によるべきものではあるが、同時に十分な指導監督も肝要である。</p> <p>今般、都道府県において医療法人の指導を行うに当たって支障を生じないようにするため、従来の医療法人に関する指導、通達等を編集、整理し、「医療法人運営管理指導要綱」を別添のとおり制定することとしたので、医療法人の指導監督に当たっては十分留意するとともに適正な法人運営の確保について特段の配意を願いたい。</p> <p>なお、この指導要綱は、病院<u>又は</u>老人保健施設等を開設する医療法人について適用するものであり、いわゆる一人医師医療法人（医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団の医療法人）については、病院<u>又は</u>老人保健施設等を開設する医療法人の運営とは異なることから、また、施行後まだ短時日でもあることから当該要綱は対象としないので留意されたい。</p>

別 添

医療法人運営管理指導要綱

項 目	運営管理指導要綱	備 考
I 組織運営 1 (略)	1～2 (略)	(略)
2 役員 (1)～(5) (略)	(略)	(略)
(6) 監事	1～3 (略) 4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院、介護老人保健施設又は介護医療院等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 5～6 (略)	(略) (略) (略)
3 評議員 (財団たる医療法人)	1～2 (略) 3 次に掲げる者から選任されていること。 ① 医師、歯科医師、薬剤師、	(略) (略)

別 添

医療法人運営管理指導要綱

項 目	運営管理指導要綱	備 考
I 組織運営 1 (略)	1～2 (略)	(略)
2 役員 (1)～(5) (略)	(略)	(略)
(6) 監事	1～3 (略) 4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 5～6 (略)	(略) (略) (略)
3 評議員 (財団たる医療法人)	1～2 (略) 3 次に掲げる者から選任されていること。 ① 医師、歯科医師、薬剤師、	(略) (略)

	<p>看護師その他の医療従事者</p> <p>② 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営 に関し識見を有する者</p> <p>③～④ (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	(略)		<p>看護師その他の医療従事者</p> <p>② 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関し識見を 有する者</p> <p>③～④ (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	(略)
4～5 (略)	(略)	(略)	4～5 (略)	(略)	(略)
II 業務 1 (略)	1～4 (略)	(略)	II 業務 1 (略)	1～4 (略)	(略)
2 附帯業務	1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第42条各号 ・その開設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成19年3月30日医政発第0330053号医政局長通知に掲げる業務（これに類するものを含む）の全部又は一部を行うことができる。 	2 附帯業務	1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第42条各号 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成19年3月30日医政発第0330053号医政局長通知に掲げる業務（これに類するものを含む）の全部又は一部を行うことができる。
III 管理	(略)	(略)	III 管理	(略)	(略)

1～2 (略)			1～2 (略)		
3 会計管理 (1)～(5) (略)	(略)	(略)	3 会計管理 (1)～(5) (略)	(略)	(略)
(6) その他	1 病院、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。 2 (略)		(6) その他	1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。 2 (略)	
4～5 (略)	(略)	(略)	4～5 (略)	(略)	(略)
IV (略)	(略)	(略)	IV (略)	(略)	(略)

○「医療法人制度について」（平成19年医政発第0330049号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 改正の内容</p> <p>1 医療法人の業務の拡大について</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の規定は、医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>（以下「病院等」という。）を管理する場合、当該業務が医療法人の本来業務として行われるものであることを明確にしたものであること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 医療法人の資産要件の見直しについて</p> <p>(1) 規則第30条の34の規定は、医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、<u>病院等</u>を開設する医療法人は、開設する<u>病院等</u>に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとしたこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 医療法人の業務の拡大について</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の規定は、医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設（以下「病院等」という。）を管理する場合、当該業務が医療法人の本来業務として行われるものであることを明確にしたものであること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 医療法人の資産要件の見直しについて</p> <p>(1) 規則第30条の34の規定は、医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、<u>病院、診療所又は介護老人保健施設</u>を開設する医療法人は、開設する<u>病院、診療所又は介護老人保健施設</u>に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとしたこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>

○「医療法人の基金について」（平成 1 9 年医政発第 0 3 3 0 0 5 1 号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 基金の手続</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 基金の申込み</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第 4 4 条第 2 項第 1 号、第 4 号、第 8 号及び第 <u>1.2</u> 号に掲げる事項</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>1 0 基金の返還（規則第 3 0 条の 3 8）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができること。</p> <p>① 基金（1 3 の代替基金を含む。）の総額</p> <p>② 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことによ</p>	<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 基金の手続</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 基金の申込み</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第 4 4 条第 2 項第 1 号、第 4 号、第 8 号及び第 <u>1.1</u> 号に掲げる事項</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>1 0 基金の返還（規則第 3 0 条の 3 8）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができること。</p> <p>① 基金（1 3 の代替基金を含む。）の総額</p> <p>② 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことによ</p>

り増加した貸借対照表上の純資産額

(3) ~ (6) (略)

11 ~ 14 (略)

第3 ~ 第4 (略)

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知別添1））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備 考
<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3章 基金</p> <p>第〇条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>第〇条 本社は、基金の拠出者に対して、本 社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。</p> <p>第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。</p>	<p>(略)</p>

り増加した貸借対照表上の純資産額

③ 資本剰余金の価額

(3) ~ (6) (略)

11 ~ 14 (略)

第3 ~ 第4 (略)

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知別添1））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備 考
<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3章 基金</p> <p>第〇条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>第〇条 本社は、基金の拠出者に対して、本 社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。</p> <p>第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。</p>	<p>(略)</p>

<p>2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。</p> <p>(1) 基金（代替基金を含む。）</p> <p>(2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額</p> <p>3 前項の規定に違反して本会社が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本会社に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。</p> <p>5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(略)</p>	<p>2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。</p> <p>(1) 基金（代替基金を含む。）</p> <p>(2) <u>資本剰余金</u></p> <p>(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額</p> <p>3 前項の規定に違反して本会社が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本会社に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。</p> <p>5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(略)</p>
---	------------	---	------------

<p>6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社に対して返還することを請求することができる。</p> <p>第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。</p> <p>第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。</p> <p>2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。</p> <p>附 則 (略)</p>		<p>6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社に対して返還することを請求することができる。</p> <p>第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。</p> <p>第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。</p> <p>2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。</p> <p>附 則 (略)</p>	
---	--	---	--

○「医療法人会計基準について」（平成26年医政発0319第7号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>医療法人の会計処理については、これまで「病院会計準則の改正について」（平成16年8月19日医政発0819001号厚生労働省医政局長通知）、「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」（平成12年3月31日老発第378号厚生省老人保健福祉局長通知）や企業会計の基準等を参考に計算書類の作成が行われてきたが、このたび、四病院団体協議会において「医療法人会計基準に関する検討報告書」が別添のとおり取りまとめられたところである。</p> <p>当該報告書に基づく医療法人会計基準は、医療法（昭和23年法律第205号）<u>第50条</u>に規定する一般に公正妥当と認められる会計の慣行の一つとして認められることから、御了知の上、特に貴管内の病院、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人に対して積極的な活用が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。</p> <p>医療法人会計基準検討報告書のポイント（H26.2.26）（略）</p> <p>別添（略）</p>	<p>医療法人の会計処理については、これまで「病院会計準則の改正について」（平成16年8月19日医政発0819001号厚生労働省医政局長通知）、「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」（平成12年3月31日老発第378号厚生省老人保健福祉局長通知）や企業会計の基準等を参考に計算書類の作成が行われてきたが、このたび、四病院団体協議会において「医療法人会計基準に関する検討報告書」が別添のとおり取りまとめられたところである。</p> <p>当該報告書に基づく医療法人会計基準は、医療法（昭和23年法律第205号）<u>第50条の2</u>に規定する一般に公正妥当と認められる会計の慣行の一つとして認められることから、御了知の上、特に貴管内の病院<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人に対して積極的な活用が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。</p> <p>医療法人会計基準検討報告書のポイント（H26.2.26）（略）</p> <p>別添（略）</p>

○「医療法人の国際展開に関する業務について」（平成26年医政発0319第5号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 附帯業務として実施すること</p> <p>本業務を実施するに当たっては、本来業務である病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u> <u>又は介護医療院</u>の業務に支障のない範囲内で行われること。</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 (略)</p>	<p>第1 附帯業務として実施すること</p> <p>本業務を実施するに当たっては、本来業務である病院、診療所 <u>又は</u>介護老人保健施設の業務に支障のない範囲内で行われること。</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 (略)</p>

○「農業協同組合又は農業協同組合連合会の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可等について」（平成 28 年医政発 0315 第 1 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>昨年 9 月 4 日に公布された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」（平成 27 年法律第 63 号）により農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号。以下「法」という。）が改正され、農業協同組合又は農業協同組合連合会（ただし、法第 10 条第 1 項第 11 号又は第 12 号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）のみを行う農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設するものに限る。以下「組合」という。）は、組織を変更し社団である医療法人になることができること及びその組織変更後の医療法人（以下「組織変更後医療法人」という。）が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当するものである旨の都道府県知事の認定を受けることができることとされ、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。</p> <p>これに伴い、「農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令」（平成 28 年政令第 27 号）、「組合等登記令の一部を改正する政令」（平成 28 年政令第 26 号）及び「農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令」（平成 28 年厚生労働省・農林水産省令第 1 号。以下「主務省令」という。）が本年 1 月 29 日付けで公布され、また、「医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者を定める件の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 36 号）が本年 2 月 22 日付けで告示され、いずれも本年 4 月 1 日から施行・適用されることとなったところである。</p> <p>これらの法令における本組織変更に関する主な内容等については下記のとおりであるので御了知いただくとともに、認可等の審査に当たっては、医療関係部局及び農協監</p>	<p>昨年 9 月 4 日に公布された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」（平成 27 年法律第 63 号）により農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号。以下「法」という。）が改正され、農業協同組合又は農業協同組合連合会（ただし、法第 10 条第 1 項第 11 号又は第 12 号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）のみを行う農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を開設するものに限る。以下「組合」という。）は、組織を変更し社団である医療法人になることができること及びその組織変更後の医療法人（以下「組織変更後医療法人」という。）が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当するものである旨の都道府県知事の認定を受けることができることとされ、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。</p> <p>これに伴い、「農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令」（平成 28 年政令第 27 号）、「組合等登記令の一部を改正する政令」（平成 28 年政令第 26 号）及び「農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令」（平成 28 年厚生労働省・農林水産省令第 1 号。以下「主務省令」という。）が本年 1 月 29 日付けで公布され、また、「医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者を定める件の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 36 号）が本年 2 月 22 日付けで告示され、いずれも本年 4 月 1 日から施行・適用されることとなったところである。</p> <p>これらの法令における本組織変更に関する主な内容等については下記のとおりであるので御了知いただくとともに、認可等の審査に当たっては、医療関係部局及び農協監</p>

督部局（注）間で連携して行っていただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言であることを申し添える。

（注）農協監督部局については、各都道府県が所管する組合については各都道府県農林水産関係部局、各地方農政局が所管する組合については経営・事業支援部経営支援課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部経営課及び農林水産本省が所管する組合については経営局協同組織課であること。

記

第 1 組合の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可について（法第 89 条関係）

1 （略）

2 組合が当該認可の申請を行うに当たっては、次の書類を都道府県知事に提出すること。

①～⑨ （略）

⑩ 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

⑪～⑫ （略）

⑬ 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

⑭ （略）

3～5 （略）

第 2 （略）

督部局（注）間で連携して行っていただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言であることを申し添える。

（注）農協監督部局については、各都道府県が所管する組合については各都道府県農林水産関係部局、各地方農政局が所管する組合については経営・事業支援部経営支援課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部経営課及び農林水産本省が所管する組合については経営局協同組織課であること。

記

第 1 組合の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可について（法第 89 条関係）

1 （略）

2 組合が当該認可の申請を行うに当たっては、次の書類を都道府県知事に提出すること。

①～⑨ （略）

⑩ 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

⑪～⑫ （略）

⑬ 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

⑭ （略）

3～5 （略）

第 2 （略）

○「医療法人の機関について」（平成28年医政発0325第3号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 医療法人の機関に関する規定等の内容について</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 評議員及び評議員会に関する事項について(法第46条の4から第46条の4の7関係)</p> <p>(1) 評議員について</p> <p>① 評議員となる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u>又は<u>介護医療院</u>の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>ハ～ニ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 役員の選任及び解任に関する事項について(法第46条の5から第46条の5の4関係)</p> <p>(1) 役員の選任について</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u>又は<u>介護医療院</u>(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えなければならないこと。ただし、医療法人が病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u>又は<u>介護医療院</u>を2以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を</p>	<p>第1 医療法人の機関に関する規定等の内容について</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 評議員及び評議員会に関する事項について(法第46条の4から第46条の4の7関係)</p> <p>(1) 評議員について</p> <p>① 評議員となる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 病院、診療所、<u>又は</u>介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>ハ～ニ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 役員の選任及び解任に関する事項について(法第46条の5から第46条の5の4関係)</p> <p>(2) 役員の選任について</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所、<u>又は</u>介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えなければならないこと。ただし、医療法人が病院、診療所、<u>又は</u>介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えなければならないこと。</p>

理事に加えないことができること。また、管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、理事の職への再任を妨げるものではないこと。

⑦ (略)

(2) ~ (4) (略)

5 ~ 7 (略)

8 役員等の損害賠償責任等に関する事項(法第 47 条から第 49 条の 3 関係)

(1) (略)

(2) 医療法人に対する役員等の損害賠償責任の免除について

①~⑥ (略)

⑦ ①にかかわらず、医療法人は(1)の①の責任について、評議員又は理事若しくは監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、評議員又は理事若しくは監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、②により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款又は寄附行為で定めることができること。

⑧~⑪ (略)

(3) ~ (8)

9 ~ 10 (略)

第 2 ~ 第 3 (略)

(参考法令) (略)

と。また、管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、理事の職への再任を妨げるものではないこと。

⑦ (略)

(2) ~ (4) (略)

5 ~ 7 (略)

8 役員等の損害賠償責任等に関する事項(法第 47 条から第 49 条の 3 関係)

(1) (略)

(2) 医療法人に対する役員等の損害賠償責任について

①~⑥ (略)

⑦ ①にかかわらず、医療法人は(1)の①の責任について、評議員又は理事若しくは監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、評議員又は理事若しくは監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、①により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款又は寄附行為で定めることができること。

⑧~⑪ (略)

(3) ~ (8)

9 ~ 10 (略)

第 2 ~ 第 3 (略)

(参考法令) (略)

○「医療法人の合併及び分割について」（平成28年医政発0325第5号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 合併の手続</p> <p>吸収合併の手続については、医療法（以下「法」という。）第57条から第58条の6まで及び第67条の規定を、新設合併の手続については、法第59条から第59条の5まで及び第67条の規定を遵守すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 合併の認可の申請（法第58条の2、規則第35条の2及び第35条の5関係）</p> <p>(1) 吸収合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u> 又 <u>は介護医療院</u>の管理者となるべき者の氏名を記載した書面</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 新設合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 新設合併設立医療法人が開設しようとする病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u> 又 <u>は介護医療院</u>の管理者となるべき者の氏名を記載した書面</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第4～第5 (略)</p>	<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 合併の手続</p> <p>吸収合併の手続については、医療法（以下「法」という。）第57条から第58条の6まで及び第67条の規定を、新設合併の手続については、法第59条から第59条の5まで及び第67条の規定を遵守すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 合併の認可の申請（法第58条の2、規則第35条の2及び第35条の5関係）</p> <p>(1) 吸収合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所 又は <u>介護老人保健施設</u>の管理者となるべき者の氏名を記載した書面</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 新設合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 新設合併設立医療法人が開設しようとする病院、診療所 又は <u>介護老人保健施設</u>の管理者となるべき者の氏名を記載した書面</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第4～第5 (略)</p>

第6 分割の手続

吸収分割の手続については法第 60 条から第 60 条の 7 まで及び第 67 条の手続の規定を、新設分割の手続については、法第 61 条から第 61 条の 6 まで及び第 67 条の手続の規定を遵守すること。

また、社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人及び法第 42 条の 3 第 1 項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人は、分割制度の対象とすることができないため留意されたいこと。

1 (略)

2 分割の認可の申請（規則第 35 条の 8 及び第 35 条の 11 関係）

(1) 吸収分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。

①～⑤ (略)

⑥ 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表

⑦～⑧ (略)

⑨ 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(2) 新設分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。

①～⑧ (略)

⑨ 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

第6 分割の手続

吸収分割の手続については法第 60 条から第 60 条の 7 まで及び第 67 条の手続の規定を、新設分割の手続については、法第 61 条から第 61 条の 6 まで及び第 67 条の手続の規定を遵守すること。

また、社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人及び法第 42 条の 3 第 1 項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人は、分割をすることができないため留意されたいこと。

1 (略)

2 分割の認可の申請（規則第 35 条の 8 及び第 35 条の 11 関係）

(1) 吸収分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。

①～⑤ (略)

⑥ 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人のその時点での財産目録及び貸借対照表

⑦～⑧ (略)

⑨ 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所 又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(2) 新設分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。

①～⑧ (略)

⑨ 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人が開設しようとする病院、診療所 又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(3) 社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人については、吸収分割医療法人及び新設分割医療法人にはなれないが、吸収分割承継医療法人にはな

3 債権者の保護（法第 60 条の 4、第 60 条の 5 及び第 61 条の 3 関係）

(1) 医療法人は、都道府県知事の吸収分割又は新設分割の認可があったときは、その認可の通知のあった日から 2 週間以内に、分割がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のためにその時点における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。また、当該財産目録及び貸借対照表については、吸収分割又は新設分割に係る登記がされるまでの間、主たる事務所に備え置き、債権者から請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20 万円以下の過料。法第 76 条第 9 号）があること。閲覧については、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うこと。

(2) ～ (4) (略)

4 ～ 7 (略)

第 7 (略)

ることができること。

3 債権者の保護（法第 60 条の 4、第 60 条の 5 及び第 61 条の 3 関係）

(1) 医療法人は、都道府県知事の吸収分割又は新設分割の認可があったときは、その認可の通知のあった日から 2 週間以内に、分割がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のために財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。また、当該財産目録及び貸借対照表については、吸収分割又は新設分割に係る登記がされるまでの間、主たる事務所に備え置き、債権者から請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20 万円以下の過料。法第 76 条第 9 号）があること。閲覧については、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うこと。

(2) ～ (4) (略)

4 ～ 7 (略)

第 7 (略)